



Takanori <grapejuic@gmail.com>

「一致」という言葉についての意味の確認と説明の意図をお尋ねしたいです。

Taka.N <grapejuic@gmail.com>

2023年11月23日 20:49

To: nihongo.bunpo.daihyo@gmail.com

日本語文法学会 窓口ご担当者様

メールを失礼します。野田頭 宜教と申します。

日本語文法学会 としての正式見解をお聞かせ願いたいのですが、

国語の理解に於いて、日本語文法事典 単行本 – 2014/6/25 日本語文法学会 (編集)、及び各国語辞典等で学ばせていただき、新明解国語辞典 (三省堂) こちらの2つに於いては、「一致」という文言に対して、同じような見解が述べられていますが、他の旺文社、学研、小学館、旺文社に至っては、旺文社標準国語辞典と、旺文社の国語辞典では意味が全く異なります。「一致」に関して、説明文が完全一致という文言となっております。

お手数ではございますが、ご確認頂ますよう、宜しくお願い致します。

「一致」について、読んでいて理解として、辞書的な意味で同じとは書かれていないため、どのように受け取ったら良いのか伺いたく。頻出単語でもあり、辞書で意味を調べた場合だと異なり、新国語辞典のみ、「一致」の意味が日本語文法辞典に沿ったものになっていて、旺文社の辞書等意味が異なると受け取らざるおえません。

ここまで拘る理由としましては、とある事件にて刑事告訴を行いたいのですが、告訴状作成の文言の作成にて困難な事と、どのような意味か参考まで伺いたくご連絡させて頂きました。

日本語文法事典に於いては読み始めになりますが、精読・通読するつもりです。

日本語文法学会としての正式な基準として見解を是非とも伺いたいです。

何卒、よろしくお願いいたします。

野田頭 宜教